

株式会社 アミューズ 定款

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アミューズと称し、英文ではAMUSE INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成およびマネジメント
2. 音楽、映画、演劇、演芸および講演の制作、その請負および興行並びにその施設の運営および請負
3. 放送番組、コマーシャルフィルム、コマーシャルソングの企画、制作、請負および著作権事業
4. 音声、映像のソフトウェアの企画、制作、製造、販売、貸与および著作権事業
5. 芸能人の有料職業紹介および労働者派遣事業
6. 海外の芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の招聘
7. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の肖像、署名、愛称等を使用したもの）の企画、販売および使用せしめる権利の管理
8. 書籍、楽譜等の印刷物の出版、販売
9. レコーディングスタジオ、レッスンスタジオの運営
10. 広告宣伝の代理業務
11. インターネット等を利用した通信販売業務および各種情報提供サービス
12. 飲食店の経営、企画および管理
13. 企業および個人向けのイベント、研修会、講習会などの各種教育事業に関する企画、立案、制作、運営およびコンサルティング業務
14. アパレル製品および雑貨の企画、デザイン、製造、卸し、販売、輸出入並びにアパレル事業に関するコンサルティング
15. 食品、酒類、塩類、医薬品、医薬部外品、化粧品等の輸出入および販売
16. 倉庫業務
17. 宅配便の取次業務
18. 貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業）
19. 貨物運送取扱事業（第一種貨物利用運送事業）
20. 旅館、ホテル、簡易宿所、下宿およびレジャー施設の営業並びに旅行業
21. スポーツおよびレジャー用品の賃貸借、輸入、輸入代理、販売および販売代理
22. 酒類の製造
23. 農業および農地の賃貸借
24. 不動産の売買および賃貸借
25. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山梨県南都留郡富士河口湖町に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、74,494,080株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續

等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、その他必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

#### (招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

#### (招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### (電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合において、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役は3名以上とする。

### (取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### (代表取締役)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

### (取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、その会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

### (取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

### (取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限

定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第27条 当社の監査役は、3名以上とする。

### (監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### (監査役会規程)

第31条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。

## 株式会社アミューズ定款

昭和53年	10月	1日	制定
平成3年	8月	31日	改正
平成4年	2月	6日	改正
平成4年	2月	12日	改正
平成9年	3月	31日	改正
平成10年	4月	1日	改正
平成13年	6月	27日	改正
平成13年	9月	2日	改正
平成14年	6月	25日	改正
平成15年	6月	22日	改正
平成16年	6月	27日	改正
平成17年	6月	26日	改正
平成18年	6月	25日	改正
平成19年	6月	24日	改正
平成21年	4月	1日	改正
平成21年	6月	21日	改正
平成22年	6月	27日	改正
平成28年	4月	1日	改正
平成28年	6月	26日	改正
平成29年	6月	25日	改正
令和3年	6月	28日	改正
令和4年	6月	26日	改正
令和5年	3月	1日	改正